**令和７年度「女性が輝くおおいたフェス２０２５（仮称）」実施事業委託業務募集要項**

**１ 趣旨**

　 国際女性デー（３月８日）に向けた新たな県の取組みとして、令和７年度「大分県女性の

チャレンジ賞」、「おおいた女性活躍推進事業者表彰」の受賞者の表彰式に合わせ、ロールモ

デルとなる女性や企業の取組を、学生を通じて若年層へ広く紹介することで、女性活躍の視点

から学生のキャリア形成を支援するとともに、女性活躍企業への注目度を高め、県内企業等の

取組促進の契機となるイベントを開催する。また、その広報を行う。

**２ 競技に付する事項**

（１）業務名

令和７年度「女性が輝くおおいたフェス２０２５（仮称）」実施事業委託業務

（２）業務仕様書

別紙のとおり

（３）業務の履行期間

契約の日から令和８年３月３１日まで

（４）委託金額の上限

５，２７６，０００ 円（消費税及び地方消費税10％相当額を含む）

**３ 企画提案競技に参加する者に必要な資格**

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（１）県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（４）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７

７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入

契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に

非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**４ 提出書類**

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

○企画提案の書類（提出部数：正本１部、副本（正本の写）６部ただし⑥を除く）

※全てＡ４サイズ。長辺綴じ。両面印刷可（ファイル等による綴込みはしないこと。２穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）

①　令和７年度「女性が輝くおおいたフェス２０２５（仮称）」実施事業委託業務に係る公募型企画競技提案書（様式１）

②　提案者概要書（様式２）

③　企画提案書（様式自由 Ａ４横 長辺とじ両面印刷の場合は上下開きとなること １０ページまで）

・仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、

その内容をもとに可能な限り具体的な提案をまとめて提出すること。

・全体スケジュール、テーマ、目的、効果、手法、講師等提案すること。

④ 見積書（様式自由、実施予定の項目ごとにその単価、金額を記載）

⑤ 業務執行体制（様式自由）

・業務実施スケジュール（工程表）及び業務体制を記載すること。

⑥ 誓約書（様式３）：1 部

⑦ 提案者の概要がわかるもの

企画提案に関する有効な資料や会社概要及びパンフレット、過去３年間に同様

の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料を添付すること。

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める書類を併せて提出すること。

・営業概要書、貸借対照表、損益計算書【各１部提出】  
・納税証明書（都道府県税）【１部提出】  
・納税証明書（地方消費税）【１部提出】  
・登記簿謄本【１部提出】  
・定款（写し）【１部提出】

**５ 企画提案書の提出**

（１）提出期限 　令和７年１０月２日（木）１２時まで【必着】

（２）提出先 　　大分県消費生活・男女共同参画プラザ 参画推進班

〒８７０－００３７

大分県大分市東春日町１－１

電話：０９７－５３４－２０３９

（３）提出方法 　上記の提出先に持参または郵送により提出

（電子メール又はＦＡＸでの提出は不可）

**６ 提案競技審査**

（１）提案書の審査

「令和７年度「女性が輝くおおいたフェス２０２５（仮称）」実施事業委託業務に係る提案競技審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において評価点方式による審査を行う。

（２）日時・場所

・日時：令和７年１０月６日（月）午後

　　　　※時間については、申込者に別途連絡する。

・場所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ２階

（大分県大分市東春日町１－１ ＮＳ大分ビル）

（３）提案方法

　　　１者につき２５分（うち質疑応答１０分）とする。

**７ 審査方法及び結果通知**

（１）審査方法

上記４の提出書類及び上記６の提案競技審査に基づき下記の基準により審査し、

最も評価の高い者を実施主体として選定する。（審査委員１人当たり５２点満点）

1. 目的性（８点）  
   ・仕様書の内容を的確に理解しているか  
   ・提案内容は事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか
2. 企画性（２８点）

（イベントの企画・立案、運営等)  
・女性活躍の視点から学生のキャリア形成を支援するとともに、女性活躍企業への注目度を高め、県内企業等の取組促進の契機となるイベントとなっているか

・円滑なイベント運営ができる計画、体制となっているか

（集客)

・集客のための効果的な広報計画が練られているか  
（アンケート調査及び集計、チラシ等作成)

・アンケート調査等、イベントの効果を測定する計画、体制となっているか

・学生等向けに、女性活躍企業に関する制度等を理解するチラシ等を作成する計画

が練られているか

（ロールモデルとなる女性活躍企業や女性従業員の情報発信)

・女性活躍企業への注目度を高め、県内企業等の女性活躍の取組促進に繋がる広報企画となっているか

・効果的な広報ができる計画、体制となっているか

1. 実行性（１６点）

・提案した企画を実行するのに十分な専門的な知識やノウハウを有しているか  
・実施体制、実施方法に具体性があり、企画全体が実現可能なものとなっているか

・県との協議、連絡を綿密に行い、協力して事業の目標達成ができる事業者である

か

上記審査基準に加え、下記認定等の取得・受賞の状況を評価として考慮した上で最も評価の高い者を契約候補者として選定する。

・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定ただし労働時間等の働き方に係る基準を満たしていること。）

・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の厚生労働大臣への届出（ただし女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定）

・若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定）

・おおいた女性活躍推進事業者表彰受賞

・「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰受賞

・女性活躍推進宣言

（参照<https://www.pref.oita.jp/site/iness-jyosei/sengenitiran.html>）

・女性活躍応援県おおいた認証企業（おおいたキャリエール）

（参照 <https://www.pref.oita.jp/site/iness-jyosei/zyosei-ninsyo07.html>）

（２）結果通知

審査結果については、後日、提案者あて通知する。

なお、審査の結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

**８ 質疑**

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和７年９月１８日（木）１２時までにＥメールにて照会し（様式任意）、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、令和７年９月２５日（木）までに大分県ホームページに掲載する。

（１）質問提出先

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 参画推進班

ＴＥＬ：０９７－５３４－２０３９ Ｅ-mail：oita-sankaku@pref.oita.lg.jp

（２）回答の場所

本企画提案コンペ公告（大分県ホームページ）にて掲載する。

**９ 業務委託契約の締結**

県は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

**１０ 受託者の変更**

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、

受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務

遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げ

ないものとする。

**１１ その他企画提案等にかかる留意事項**

（１）説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみ

なす。

（２）提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案にかかる審査以外には

使用しない。

（３）提出書類の追加・修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切

認めない。

（４）提案に要する費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とする。

（５）提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合。

②提出に参加する資格がない者が提案したとき。

③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場

合。

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

（６）事業実施にあたっては、消費生活・男女共同参画プラザと協議のうえ進めること。

（７）その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令、個人情報の保護に関する法律、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

**１２ 本企画提案競技に関する問い合わせ先**

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 参画推進班

〒８７０－００３７ 大分県大分市東春日町１－１

ＴＥＬ：０９７－５３４－２０３９

ＦＡＸ：０９７－５３４－２０５７

Ｅ-mail：oita-sankaku@pref.oita.lg.jp